

令和7年度 農泊ビジネス起業支援補助金募集要項

第1 目的及び趣旨

農山漁村地域の持続的な発展のため、地域資源を生かした農家民宿や農家レストラン等の農泊ビジネス（以下、「農泊ビジネス」とする。）の起業に要する経費の一部を助成し、本県の農山漁村地域への多様な人材の参画を促進します。

第2 補助金名

農泊ビジネス起業支援補助金

第3 応募資格者

県外在住、もしくは秋田に移住後概ね5年以内の方で、県内で農家民宿や農家レストラン等の農泊ビジネスを既に経営している又は、当該補助事業完了後1年以内に開業見込みの者（旅館業・飲食店の営業許可を申請する者を含む）。

第4 補助の対象

以下の内容を補助対象とします。

- (1) 農泊ビジネスの起業に係る施設整備・改修費
- (2) 起業または既存施設において、インバウンドの受入等に必要な設備費
- (3) その他起業等に係る経費

（広告宣伝等のソフト事業を行う場合は、(1)又は(2)とともに行うことを必須とする）

<別表>

施設改修費	設計費、建築・設備工事費、修繕費、室内備品等
設備費	キャッシュレス決済、wi-fi環境の整備等
その他経費	広告宣伝費、印刷費、委託費等

第5 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の上限額は50万円とする。

（※千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）

第6 補助金交付の条件

- 1 令和8年2月28日までに委託業者等への支払いなど、補助金の支払いを終わらせること。
- 2 令和8年3月31日までに、農家民宿や農家レストラン等の営業許可を取得又は申請すること。

ただし、知事に報告もなく、補助事業完了後1年以内に開業に至らなかった場合、知事は、補助金返還を命じることができる。

第7 募集件数

2組程度

- (1) 応募者数が予定を上回った場合は、過年度県が実施した「農泊ビジネス起業実践研修」の受講実績がある者を優先的に採択します。
- (2) (1)の優先採択の上で、予算に余裕がある場合は、事業計画書の内容を審査の上、事業目的に合致するものから順に採択します。

第8 応募方法

- 1 次の書類を郵送又はメールで秋田県農林水産部農山村振興課まで提出してください。
 - ・応募書（様式第1号）
 - ・添付資料（①～④）
 - ①事業計画書（様式第2号）
 - ②収支予算書（様式第3号）
 - ※秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱
 - ③工事見積書の写し及び施工前の現場写真、又は購入設備のカタログ及び見積書
 - ④改修後の平面図又は見取図（施設の改修を行う場合）
 - ⑤住民票の写し等、応募資格があることを証明できる書類
- 2 提出部数 1部
- 3 提出場所 秋田県 農林水産部 農山村振興課
 - 住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
 - 電 話 018-860-1851
 - メール nousansonshinkouka@pref.akita.lg.jp

第9 応募締切

初回応募締切：令和7年5月23日（金）

※なお、初回応募締切後、予算等に余裕がある場合は追加募集します。

追加募集の際は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載します。

第10 対象者の選定方法

- 1 知事が、この募集要項の他、「農泊ビジネス起業支援事業実施要領」に基づき、応募資格を満たしている者を選定します。
- 2 応募資格を満たしている者の中から、応募書類による計画の具体性や実現性、事業の継続性や将来性などを比較審査し、補助対象者を決定します。

第11 決定通知

選定結果は、決定後速やかに応募者に書面で通知します。

第12 その他要綱

補助金交付に関する詳細条件、申請方法等は、「農泊ビジネス起業支援事業実施要領」に記載しています。

付 則 本要項は令和7年4月16日から施行する。